

## 東海3大学通信系研究室合同修論発表会 優秀発表賞選奨規定

平成31年1月19日制定

東海3大学通信系研究室合同修論発表会における「優秀発表賞」の選定は、本規定によって行う。

第1条 選奨の種類は、「優秀発表賞」とする。

第2条 優秀発表賞は、東海3大学通信系研究室合同修論発表会にて優秀な発表を行い、その将来を嘱望される者に贈呈する。

第3条 受賞者数は、参加研究室に所属する修論発表を行う学生の総数の10%程度とする。

第4条 銓衡委員会は参加研究室に所属する教員により構成する。委員長は幹事研究室の教授とする。

第5条 選定は発表会参加者の投票により行い、銓衡委員会委員長の承認により決定する。

第6条 受賞者には、賞状および副賞を授与する。副賞は図書券5000円とする。

第7条 選奨の授与等は、合同修論発表会終了後において贈呈する。

附則 本規定の改定は、銓衡委員会の承認を得るものとする。本規定は、平成30年度東海3大学通信系研究室合同修論発表会から適用する。